

○岡山市林業関係振興事業補助金交付要綱

制定 平成24年5月14日岡農水第163号

改正 平成26年3月20日岡農水第1501号

改正 平成27年10月1日岡農水第1560号

改正 平成31年3月5日岡農水第1429号

改正 令和3年3月9日岡農水第1161号

改正 令和5年3月24日岡農水第1188号

(趣旨)

第1条 林業関係事業の振興を図るために必要な事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の名称、補助の目的、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業要件は、別表の該当各欄に掲げるとおりとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表の補助事業者の欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助事業者としないことができる。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消し日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、別表補助金の名称の欄に掲げる補助金の名称における同一事業につき、同一事業者に対し、同一年度内に4回までとする。ただし、「岡山市里山における危険木伐採支援事業」については、1人（その生計同一者を含む。）につき同

一年度内において1回限りとする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

(補助金額)

第7条 補助金額は別表の補助金の名称の欄に掲げる補助金ごとに、前条に掲げる補助対象経費に、同表の補助率欄の補助率を乗じて得た額で、同表の補助限度額欄に掲げる額を上限として、市長が定める額とする。

2 前項によって得られた額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号のいずれかとする。

(1) 市税を完納していることを証明できる書類

(2) 市税納付状況確認同意書（別記様式）

(交付決定前の着手)

第9条 補助金の交付決定前の事業着手は、事業の内容と実施時期を勘案して適当な場合は、これを認めることとする。

(状況報告の免除)

第10条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月14日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年3月20日 岡農水第1501号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年10月1日 岡農水第1560号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成31年3月5日 岡農水第1429号）

この要綱は、平成31年3月5日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年3月9日 岡農水第1161号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年3月24日 岡農水第1188号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表

補助金の名称	補助の目的	補助事業者	補助事業者の条件	補助事業	補助事業要件	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助金申請時期
間伐促進対策事業補助金	間伐を促進し、森林の活性化を図る。	岡山森林組合 又は岡山市の森林所有者	—	間伐の促進	(1) 16～35年生のスギ、ヒノキ人工林を10a以上切捨間伐するもの (2) 市内で行う事業であること	間伐作業に係る経費であつて、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林政第885号林野庁長官通知）に基づく標準経費	15/100 (岡山県中山間地域の振興に関する基本条例（平成15年岡山県条例第32号）に基づく中山間地域にあっては20/100)	—	随時

少花粉 スギ等 造林対 策事業 補助金	少花粉 スギ等 の造林 を促進 し、造林 地の若 返り及 び花粉 症発生 源対策 の推進 を図る。	岡山森 林組合 又は岡 山市の 森林所 有者	—	少花粉 スギ等 の造林 の促進	(1) 人工林伐採 跡地及び松 くい虫被害 跡地等を1 0a以上造林 するもの (2) 市内で行う 事業である こと	造林作業 に係る経 費であつ て、森林環 境保全整 備事業実 施要領(平 成14年 3月29 日13林 政第88 5号林野 庁長官通 知)に基づ く標準経 費	5/100 (岡山県中 山間地域の 振興に關す る基本条例 (平成15 年岡山県条 例第32号) に基づく中 山間地域に あつては1 5/100)	—	随時
---------------------------------	--	---------------------------------------	---	--------------------------	--	--	--	---	----

木質資源供給奨励金	間伐等により発生する未利用材の有効利用を促進し、森林の適正な管理を図る。	岡山森林組合又は岡山市の森林所有者	真庭市に所在する木質資源安定供給協議会に登録された木材業者であって、かつ、合法木材の証明に係る事業者として登録された者であること。	輸送費の助成	(1) 真庭バイオマス集積基地が未利用材として買取したものであること (2) 森林経営計画の認定を受けた市内の山林から搬出されたものであること	集造材地点から真庭バイオマス集積基地までの輸送に係る経費	未利用材 1 t 当たり 1,500円 以内	—	随時
-----------	--------------------------------------	-------------------	---	--------	--	------------------------------	---------------------------------	---	----

岡山市 里山に おける 危険木 伐採支 援事業 補助金	住宅等 への倒 木被害 から人 命及び 財産を 保護し、 適正な 里山環 境の維 持を図 る。	危険木 を所有 する者 又は危 険木の 倒木に より被 害を受 けるお そのの ある住 居の所 有者又 は管理 者。	—	里山に おける 危険木 伐採の 助成	(1) 他人の居住 する民家に 被害を及ぼ す恐れにあ る地目及び 現況が山林 内に在する 危険木 (2) 市内で行う 事業である こと	危険木の 伐採およ び適正な 危険木の 除去に必 要な里山 整備に要 する経費。	1 / 2	10 万円	随時
---	--	--	---	--------------------------------	--	---	-------	----------	----

別記様式（第8条関係）

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

補助金交付申請人
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則第5条第1項の規定に基づく補助金交付申請にあたり、下記のとおり市税納付状況の確認を受けることに同意します。また、市税に滞納がある場合、岡山市林業関係振興事業補助金交付要綱別表補助金の名称の欄に定める補助事業に係る補助金等の交付決定を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

補助年度	年度	補助金の名称		
補助事業の目的及び内容				
納付状況確認同意者 (上記同意内容及び誓約 内容に異議なき場合は署名 または記名押印すること)	住所	氏名		印
※担当課所見				

注 ※印の欄は記入しないこと。